

# 津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務委託

## 仕様書

平成 21 年 11 月 16 日

津山圏域資源循環施設組合

### I . 一 般 事 項

津山圏域資源循環施設組合（以下「甲」という。）は、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、一般廃棄物処理を効率的に行うため、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念のもと、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場を 1 箇所を集約した総合ごみ処理センターを整備する。

その内、熱回収施設、リサイクル施設について津山圏域クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）として実施する。本事業は、環境と安全に徹底的に配慮するとともに、住民に愛される施設として整備・運営を図ることを第一義とした上で、長期的な視点からコスト削減と安定的運転を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の趣旨に基づいた、公設民営（DBO）方式を採用することになった。よって、本事業を円滑に推進するため、同方式に関する幅広い知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有す者の支援を受けることが本業務委託の目的である。

### 記

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務委託

##### (2) 業務の内容

主たる事項はⅡ. 特記仕様に掲げるとおりとする。

#### 2 仕様書の適用

本仕様書は、甲が実施する「津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務」に適用される。

### 3 業務管理

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、業務の円滑な推進を図るために十分な経験と必要な資格を有する技術・財務・法務に関する担当者をそれぞれ配置し、総括責任者は業務全般にわたる監理を行うものとする。
- (2) 甲と乙は常に密接な連絡態勢を確保し、甲が申し出る会議等に乙は必ず出席し十分な協議を行うなど、業務に支障のないようにするものとする。
- (3) 前項の協議内容について、乙は議事録をその都度作成し、両者確認のうえ、甲及び乙それぞれ1部保管するものとする。
- (4) 作業期間中、乙は進捗状況を随時甲に報告しなければならない。

### 4 資料の収集

業務に必要な資料の収集及び解説は、乙が行うものとする。

甲は、自らが所持する資料等のうち、本業務の遂行上必要なものは可能な範囲で無償貸与（本業務を遂行する目的以外の目的での使用は不可とする。）することとし、乙は、その管理に万全を期すとともに、業務終了後速やかに返納することとする。

### 5 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたっては、契約約款に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出することとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度書面により承認を受けるものとする。

- (1) 着手届・工程表・完了届
- (2) 主任技術者届（総括責任者届）
- (3) 納品書

### 6 検査・引渡し

乙は、甲による業務完了検査を受けるものとする。

本業務は検査の合格をもって完了とするが、納品後、成果品に記入漏れ又は不備若しくは誤りが発見された場合、乙は責任をもって速やかにこれを訂正の上納品するものとする。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

### 7 疑義

この仕様書に定める事項及び明記のない業務遂行上必要な事項に関する疑義が生じ

た場合は、乙は速やかに甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

## 8 機密の保持

乙は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 9 成果品

乙が甲に提出する成果品は、次のとおりとする。なお、Word 及び Excel で作成された編集可能な電子媒体（CD-R）として納品し、業務報告書については A4 版カラー印刷製本版を別途 100 部提出するものとする。

### (1) 公表書類

- ①実施方針書
- ②要求水準書
- ③事業契約書
- ④事業者募集書類（技術提案様式を含む）
- ⑤事業者募集質問回答書
- ⑥選定基準書
- ⑦事業者の選定・公表書
- ⑧契約協定書
- ⑨総合評価結果報告書
- ⑩ホームページに掲載可能な電子データ

### (2) 業務報告書

VFM 分析や事業者選定結果など、上記の公表書類を作成する過程において検討を行った事項についての書類

- ### (3) 成果品の管理及び権利の帰属は、すべて甲のものとし、甲が承諾した場合を除き、乙は成果品を公表してはならない。

## 10 その他

審査委員会の回数の増による金額の変更、工期延期に伴う金額の変更は行わない。

## Ⅱ . 特 記 仕 様

本事業を公設民営方式で整備・運営するにあたり、特定事業を担う事業者には、「長期的な施設の性能保証及び安定稼働性、耐用性の確保」のための能力が高いことが求められる。また、事業者の選定においては、「実施手続きの公平性・透明性の確保」を重視しなければならない。よって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の規定に準じた手続きに沿って、実施方針の作成から契約までの業務の全過程において支援を行う。

### 1 事業概要

下記事業計画概要表のとおり、エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設の建設・運営について DBO 方式で 20 年間行う。

**津山圏域クリーンセンター整備・運営事業計画概要**

項目		計画概要		
事業主体		津山圏域資源循環施設組合		
処理対象地域		津山圏域(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町)		
事業期間		平成21年度～平成46年度		
建設地		所在地	津山市領家地内	
		面積	約29ha	
施設種類・規模等	エネルギー回収推進施設	施設規模	150t/日 (75t/日×2炉)	
		処理対象ごみ	収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、リサイクルセンター可燃残渣、し尿処理施設し渣、下水処理施設し渣	
		計画ごみ質	低質ごみ	5,500kJ/kg
			基準ごみ	7,900kJ/kg
			高質ごみ	12,700kJ/kg
		処理方式	ストーカ・セメント原料化方式	
		余熱利用	効率14%以上の発電を予定。	
	マテリアルリサイクル推進施設	施設規模	40t/日	
		処理対象ごみ	収集不燃ごみ、直接搬入不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、缶類、びん類、布類、紙類	
		処理方式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管	
その他	環境学習機能、管理機能			
事業期間等	事業方式	DBO方式		
	事業期間	計画準備期間(H21～H23) 建設期間(H23～H26) 運営・維持管理(H26～H46)		

## 2 業務内容

- (1) 施設の整備・運営に関する基礎資料の作成
  - ① 事業スキーム（事業範囲、事業方法、運営期間等）の検討・評価
    - ・ 施行運営計画の策定の具体的な手法
    - ・ 他都市事例調査分析
    - ・ 事業者選定方式の検討・分析
    - ・ 予定価格算出方法の検討・分析・参考価格積算
    - ・ エネルギー収支の検討（発電・熱）
    - ・ 施設の長寿命化計画の検討
  - ② VFM の算出
    - ・ 算出方法についての検討・分析・評価
  - ③ リスク分析及び官民の役割分担の検討・整理
  - ④ 事業検証システムについての検討・分析
  - ⑤ セメント原料化に伴うリスク低減についての検討・分析
- (2) 事業者募集書類等の作成支援
  - ① 実施方針（案）の策定及び公表補助
    - ・ 実施方針書
    - ・ 募集要項書類
    - ・ 選定基準書
    - ・ 入札説明書（募集要項）
    - ・ 要求水準書
    - ・ その他本事業で作成、公表する書類一式
- (3) 事業者の選定業務支援（評価選定・公表）
  - ① 事業者評価資料の作成
    - ・ 事業者（落札者）決定基準
    - ・ 事業契約書（案）・基本契約書（案）
  - ② 事業者の選定支援
    - ・ 事業者評価（案）の作成等
    - ・ 要求水準書適合表の作成
  - ③ 事業者契約交渉支援
- (4) 委員会運営補助（総合評価審査委員会）
  - ・ 審査委員への委員会事前説明、委員会説明（京都・大阪で各 12 回程度開催予定）
  - ・ 議事録・議事録要旨の作成（テープ起こしを含む）

- ・委員会資料の作成（調査、分析等）
- ・報告書及び報告書骨子の作成
- ・事業評価案の作成（試運転、モニタリングを含む）

(5) その他技術・財務・法務等の総合支援

(6) その他打ち合わせ協議、説明会

- ・必要に応じて、大阪 10 回、津山 10 回程度開催予定

### 3 募集要項

別紙、「津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務 募集要項」に掲げるとおりとする。

### 4 審査基準

別紙、「津山圏域クリーンセンター整備・運営事業に係る契約支援業務 審査基準」に掲げるとおりとする。

### 5 事業選定スケジュール(予定)

実施方針の策定・公表	平成 22 年 5 月
事業者の募集（入札の公告）	平成 22 年 8 月
事業者の選定、公表	平成 23 年 2 月
特定事業仮契約締結	平成 23 年 2 月